

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課）

項目名	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長		
税目	所得税・法人税		
要望の内容	<p>《現行制度の概要》 個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。</p> <p>○対象事業：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ○割増償却対象設備：機械及び装置、建物及び附属設備、構築物 ○割増償却期間：5年間 ○割増償却限度額：・機械・装置 普通償却限度額の32% ・建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%</p> <p>《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p>		
	内容	<p>《関係条項》 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第23条 租税特別措置法第12条、第45条</p>	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>過疎対策については、昭和45年以来、5次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和3年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。</p> <p>また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。</p> <p>この施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。</p> <p>以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>過疎地域における民間事業者の設備投資を促進する中で雇用機会の拡充を図ることが必要である。</p> <p>具体的には、過疎地域で重要な役割を果たし、かつ雇用機会の拡充について有効な製造業等について、設備投資が円滑に行われるようにするとともに、過疎地域が有する観光資源や農林水産物等を活用した産業、あるいは地理的な条件を受けにくい情報サービス業等を創出する取組を行う民間事業者を支援する必要がある。</p> <p>本特例措置は、過疎地域において民間事業者が行う製造業や旅館業等の設備投資を促し、雇用機会の拡充を図ることを目的とする措置であり、過疎対策の重要性に鑑みれば、国として講じていくべき必要な施策であることから、3年間の期間の延長を要望するものである。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○政策評価体系における位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農村の振興 [政策分野] 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン （平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月21日改訂） II 基本的考え方 森林などの地域資源や地場産物を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。 III 政策の展開方向 9. 人口減少社会における農山漁村の活性化 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。（略）あらゆる地域資源を活用して新たな需要を発掘する（略）。</p>

			<p>また、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進し、地 域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推 進するなど、農山漁村における所得と雇用機会の確保を 図る。(略)とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利 地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ かく推進する。(略)</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべ き施策 3. 農村の振興に関する施策 (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農 業経営の推進 (略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保 に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設 等と一体的な整備を推進する。 ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通 じた所得と雇用機会の確保 ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の 高付加価値化の推進 農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇 用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村 の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい 環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。 また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光 農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上 げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進す る。 オ 農村への農業関連産業の導入等 (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による 農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農 村の魅力ある商品やサービスを提供する地域商社等 の地域密着型事業の支援等を実施する。 ③ 地域経済循環の拡大 イ 農畜産物や加工品の地域内消費 農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地 域内で生産された農畜産物や、これを原材料として 地域内で加工された食品等について、地域内の学校 や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での 提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発 を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経 済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確 立する。</p>
		<p>政 策 の 達成目標</p>	<p>上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製 造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡 充(新規雇用の創出)を目標とする。 具体的には、本特例の適用期間中(令和6年度~令和8年 度)に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人 以上とする。</p>
		<p>租税特別措 置の適用又 は延長期間</p>	<p>3年間(令和6年4月1日~令和9年3月31日)</p>
		<p>同上の期間 中の達成 目 標</p>	<p>目標値:本特例の適用期間中(令和6年度~令和8年度)に 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人以上と する。</p>

		<p>○前回要望時の目標</p> <p>(1) 過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を毎年度▲0.62%以上とする</p> <p>(2) 本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする。</p> <p>○達成状況</p> <table border="1" data-bbox="563 338 1441 752"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>▲0.68%</td> <td>281人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>▲0.68%</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>▲0.45%</td> <td>202人</td> </tr> <tr> <td>R3・R4平均</td> <td>▲0.55%</td> <td>277人</td> </tr> </tbody> </table> <p>《所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度により、所期の達成目標の達成・未達はあるものの、「過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合」及び「本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数」の期間（令和3年度・令和4年度）平均は所期の達成目標を上回っており、概ね有効な手段であったと評価できる。 ・上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）を図る必要がある。 	年度	過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	R2	▲0.68%	281人	R3	▲0.68%	352人	R4	▲0.45%	202人	R3・R4平均	▲0.55%	277人									
年度	過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）																								
R2	▲0.68%	281人																								
R3	▲0.68%	352人																								
R4	▲0.45%	202人																								
R3・R4平均	▲0.55%	277人																								
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>【適用見込（件数・金額）、減収見込み】</p> <table border="1" data-bbox="563 1189 1310 1518"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>適用額（千円）</th> <th>減収見込み（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>89</td> <td>365,167</td> <td>84,719</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>147</td> <td>603,141</td> <td>139,929</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>205</td> <td>841,115</td> <td>195,139</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>263</td> <td>1,079,089</td> <td>250,349</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>290</td> <td>1,189,870</td> <td>276,050</td> </tr> </tbody> </table>	年度	適用件数	適用額（千円）	減収見込み（千円）	R4	89	365,167	84,719	R5	147	603,141	139,929	R6	205	841,115	195,139	R7	263	1,079,089	250,349	R8	290	1,189,870	276,050
	年度	適用件数	適用額（千円）	減収見込み（千円）																						
R4	89	365,167	84,719																							
R5	147	603,141	139,929																							
R6	205	841,115	195,139																							
R7	263	1,079,089	250,349																							
R8	290	1,189,870	276,050																							
<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。</p> <table border="1" data-bbox="563 1715 1481 2085"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</th> <th>本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数（人）</th> <th>本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数（人）	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数（人）																					
年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数（人）	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数（人）																							

			見込み	R 5	202 人	102 人	57 人
				R 6	202 人	102 人	57 人
				R 7	202 人	102 人	57 人
				R 8	202 人	102 人	57 人
		※算出方法：各年度について、令和4年度に過疎対策室において実施した調査の新規雇用者数等と同数としている。					
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 地方税の減収補填措置（事業税、不動産取得税、固定資産税）（過疎法第24条）					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	過疎地域持続的発展支援交付金（継続） （令和6年度概算要求額 8.3億円）					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>過疎地域持続的発展支援交付金は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、専門人材やICT等技術を活用して行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」 ・ 過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「ICT等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」 ・ 都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」 ・ 過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」 <p>に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。</p> <p>一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p>					
要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、過疎地域における設備等の取得等などの事業者の活動を支援することで、雇用機会の拡充を図る必要性は引き続き存在することから、そのインセンティブとなる本特例措置を継続する必要がある。</p> <p>なお、本特例措置の対象業種は、地域における雇用の増大に特に寄与する業種を対象としており、無差別に適用されるものではないことから、必要最小限の措置である。</p> <p>※1件あたり減収額は約96万円であり、事務コストを考慮すると、補助金で交付する事は非効率と考える。</p>						

(令和3年度1件あたり減収額(割増償却分)
29,506千円÷31件=952千円(千円未満四捨五入))

【適用実績(件数・金額)、減収額】

償却方法	年度	適用件数	適用額(千円)	減収額(千円)
特別償却	R2	52 (74)	1,292,148 (1,921,862)	299,778 (445,872)
	R3	31 (0)	901,187 (0)	209,075 (0)
割増償却	R3	31 (142)	127,179 (791,803)	29,506 (183,698)
	R4	89 (284)	365,167 (1,393,856)	84,719 (323,875)

※括弧書き：前回要望時に見込んだ適用件数・金額、減収額等
※令和4年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」がまだ発表されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数としている。

《前回要望時の将来予測と適用件数等がかい離している原因》
・単年度に新規に適用される件数等で比較した場合、「特別償却」から「割増償却」への移行による影響はほとんどないが、前回評価時の将来予測において、「過去の特別償却適用実績」をベースとした推計値に、「過去に特別償却を適用したことがない事業者数」をベースとした推計値を単純に加算したことが、結果として過大な推計となり、適用実績とかい離した原因となったと思われる。

《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であることの理由》

上記のとおり前回要望時の見込みと適用実績に差は生じたが、後述「租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。

＜本特例措置の適用の偏りについて＞

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない。

また、過疎対策室独自調査によれば、令和3年度・4年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は53市町村・27道府県にわたっており、地域的にも偏りはない。

なお、上記報告書(令和5年第211回国会提出)によれば、令和3年度における上位10社の適用額合計の割合は、87.4%(特別償却)及び86.4%(割増償却)となっているが、これは、令和3年度の適用件数が、特別償却・割増償却31件ずつと、両制度ともに上位10社で適用件数の3分の1を占めており、比例して上位10社の適用額の割合も増えた結果であり、令和2年度の適用件数52件中、上位10社の適用額は63.4%であったことも踏まえると、令和3年度に限った現象と考えている。

4年度以降、今後適用件数は増加する見込みであることを踏まえると、全体の適用額に占める上位10社の適用額の割合

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

		<p>は低下し、一部の事業者に偏って適用されるものではなくなるものと推測される。 引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。</p>									
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>○根拠条文：租特法第45条第3項の表中第1号 ○適用件数：31件（令和3年度） ○適用額：127,179千円（令和3年度）</p> <p>※改正前租特法に基づく特別償却 ①根拠条文：令和3年改正前の租特法第45条第1項の表中第1号、同法第68条の27第1項 ②適用件数：31件（単体：28件、連結3件） ③適用総額：901,187千円（単体：711,266千円、連結：189,921千円）</p>									
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<table border="1" data-bbox="563 723 1013 1025"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>281人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>202人</td> </tr> </tbody> </table> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果があった。</p> <p>また、過疎室独自調査結果によれば、本特例を適用した事業者からは、割増償却によって、雇用増加・維持を図ることができた、投資へ後押しになったなどの回答があり、本割増償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できている。</p> <p>さらに、仮に本特例制度がない場合、雇用を増加させなかった、当該設備投資をしなかった等の回答があり、上記にて述べてきた過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。</p>	年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	R2	281人	R3	352人	R4	202人	
年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）										
R2	281人										
R3	352人										
R4	202人										
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を毎年度▲0.62%以上とする。 ②本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする。</p>									
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<table border="1" data-bbox="563 1700 1441 1951"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>▲0.68%</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>▲0.45%</td> <td>202人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目標に達していない理由 【過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合】</p>	年度	過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	R3	▲0.68%	352人	R4	▲0.45%	202人
年度	過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）									
R3	▲0.68%	352人									
R4	▲0.45%	202人									

令和3年度が目標値を下回った主な原因としては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う入国制限により、海外からの転入者が落ち込んだことによるものと考えられる。

・過疎市町村の海外からの転入・海外への転出者数

年度	海外からの転入(A)	海外への転出(B)	(A)-(B)
R2	15,340人	11,371人	+3,969人
R3	7,503人	10,046人	▲2,543人
R4	33,336人	15,886人	+17,450人

※算出根拠：各年度の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の「表 21-03：【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数」中、過疎市町村の「住民票記載数-転入者数（国外）」及び「住民票消除数-転出者数（国外）」より算出。

【本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数】
令和4年度（202人）について前回要望時の目標（222人）を達成していないが、主な原因としては、20人以上の新規雇用を創出した事業者が、令和2年度・令和3年度においては4件ずつあったが、令和4年度においては1件にとどまったことによるものと考えている。

これまでの
要望経緯

昭和45年創設
平成2年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加
平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。
平成17年度：適用期限の2年延長
平成19年度：適用期限の2年延長
平成21年度：適用期限の1年延長
平成22年度：過疎地域自立促進特別措置法の延長適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。
平成23年度：適用期限の2年延長
平成25年度：適用期限の2年延長
平成27年度：適用期限の2年延長
平成29年度：過疎地域自立促進特別措置法の改正適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。
平成31年度：適用期限の2年延長
令和3年度：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行。適用期限の3年延長。対象事業に情報サービス業等を追加。割増償却に改組。